

西尾市不動産公売のご案内

公売参加申込先 西尾市役所 本庁舎2階 総務部収納課 (来庁による申込のみ受付)

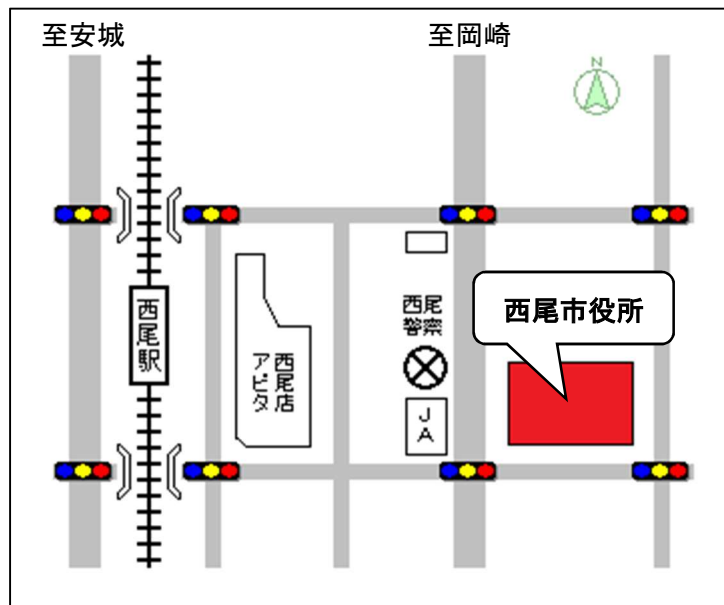
公売参加申込期間
令和7年3月31日(月) 午前9時 ~ 令和7年4月4日(金) 午後1時
入札に参加するには、 <u>事前に参加申込等の手続きが必要です。</u> 上記期間中に手続きができない場合は入札に参加できません。手続きの方法及び物件の詳細等は、以下の問合先にご確認ください。

公売会場 西尾市役所 本庁舎4階 41会議室

入札日時	開札日時	売却決定日	買受代金納付期限
令和7年4月7日(月)		令和7年4月28日(月)	
午後1時30分から 午後1時50分まで	午後1時51分～	午前11時00分	正午
		買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定日時及び買受代金納付期限が変更されます。	

※公売会場の開場時刻は午後1時です。

【西尾市役所のご案内】 所在地 愛知県西尾市寄住町下田22番地
代表電話 (0563) 56-2111



※名鉄西尾線「西尾」駅から東へ約500m

本不動産公売に関する問合先 入札参加申込先	西尾市役所 本庁舎2階 総務部収納課 TEL (0563) 65-2129
--------------------------	--

※公売当日までに公売手続を中止する場合があります。事前に公売中止の有無をお問合せください。

目 次

公売物件一覧	・・・P1
入札に参加される方へ	・・・P2
別表（参加申込時にお持ちいただく書類一覧）	・・・P5
入札の手順	・・・P6
入札から権利移転までの手順	・・・P7
入札書の記載例	・・・P8
代理人が参加申込み・入札する場合の委任状（例）	・・・P9
陳述書（例）	・・・P10
共同入札代表者の届出書（例）	・・・P13
公売財産の明細	・・・P14～

公売物件一覧

売却区分番号	財産の種類	財産の所在地・内容	見積価額（円）	頁
			公売保証金（円）	
土 地				
西尾市 1	畑	西尾市上羽角町中道 43 番	450,000	14
			無し	

入札に参加される方へ

第1 はじめに

西尾市では、税金等の滞納処分として差し押さえた財産の公売を実施しています。
本不動産公売は、期日入札（入札期日に開札を行う入札）にて行います。

第2 入札事前申込み

1 公売参加資格

- (1) 原則として、どなたでも公売に参加することができます。
- (2) 入札に参加するには、参加申込期間内に参加申込みをしていただく必要があります。
※入札とは、公売財産を買い受けようとする者が、入札価額などを記載した入札書を提出して、見積価額（最低入札価額をいいます。）以上で入札した者のうち、最も高い価額で入札した者を最高価申込者とし、その者に対し売却決定を行い、その者を買受人として定める方法です。
- (3) 滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条及び第108条に該当する者並びに同法第99条の2各号に規定する者（暴力団員等））は公売に参加することはできません。
- (4) 代理人が入札する場合には、本人の「委任状」、「印鑑登録証明書」及び「陳述書」を提出してください。
- (5) 共同で入札する場合には、原則、共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」、共同入札者全員の「委任状」、「印鑑登録証明書」及び「陳述書」を提出してください。
- (6) 入札する公売財産が農地等の場合には、「買受適格証明書」を提出してください。

2 入札参加者の本人確認等

入札参加者の本人確認等を行いますので、参加申込の際には次のものをお持ちください（来庁による申込のみ受付します。電話、郵送等による申込はできません。）。併せて、参加申込時にお持ちいただく書類一覧（P5）を確認してください。

(1) 個人が入札する場合

- ア 本人が参加申込み、入札する場合は、本人確認書類（注1）をお持ちください。
- イ 代理人が参加申込み・入札する場合は、代理人の認印、代理人の本人確認書類（注1）、「委任状」及び委任者の「印鑑登録証明書」をお持ちください。

(2) 法人が入札する場合

- ア 法人代表者が参加申込み・入札する場合は、法人の代表者印、代表者の本人確認書類（注1）及び代表権を証する書類（登記事項証明書等）をお持ちください。
- イ 代表権のない方（代理人）が参加申込み、入札する場合は、代理人の認印、代理人の本人確認書類（注1）、「委任状（法人の代表者印が押印されたもの）」及び委任者（法人）の「印鑑登録証明書（法人の代表者印）」をお持ちください。なお、代表権を有する代表者が参加申込み、入札する場合であっても、法人の代表者印が持参できない

場合は、代表権のない方（代理人）が参加申込み・入札する場合と同様、代表者を受任者として、法人からの「委任状」及び「印鑑登録証明書」をお持ちください。

3 暴力団員等に該当しないこと等の陳述書の提出

公売において入札等をしようとする者（自己の計算において入札等をさせようとする者を含む。）は暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札等をすることができません。入札等をしようとする者（法人の場合は代表者及びその役員）が暴力団員等に該当しないこと等を陳述する陳述書を提出してください。

なお、入札等をしようとする者が指定許認可等（注2）を受けて事業を行っている場合は、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しも併せて提出してください。

4 共同入札の「共同入札代表者の届出書」の提出

共有名義で公売物件の取得を希望される方は、参加申込み及び入札のいずれにも来庁及び来場できる共同入札者から代表者を選任していただき、参加申込みの際に、「共同入札代表者の届出書」を提出してください。この届出書には、共同入札代表者及び他の共有者の住所、氏名及び持分を記載し、共有者全員の押印（認印可）が必要です。参加申込時に来庁する共同入札者は、本人確認書類（注1）をお持ちください。

なお、参加申込時に来庁しない共同入札者がいる場合は、当該共同入札者の「委任状（代理人口座還付用）」及び「印鑑登録証明書」をお持ちください。

5 農地の「買受適格証明書」の提出又は呈示

公売財産が農地の場合は、公売参加申込みの際に農地法の規定により、農業委員会等が発行する「買受適格証明書」を、原則、提出又は呈示していただきます。ただし、公売財産が農地であったとしても、「買受適格証明書」の提出又は呈示を要しない場合がありますので、「公売財産の明細」により内容をご確認ください。

注1 本人確認書類とは「運転免許証」「パスポート」「運転経歴証明書」等で住所、氏名及び生年月日が確認できる顔写真付きの公的機関が発行した書類です。

注2 指定許認可等とは、宅地建物取引業法第3条第1項の免許、債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を指します。

開札の結果、最高価申込者と次順位買受申込者の方に対し、権利移転手続き及び次順位買受申込者の制度について説明があります。

※ 入札以降の流れについては、入札から権利移転までの手順（P7）を参照してください。

第4 その他

1 公売参加にあたっての留意事項

（1）公売物件は現況有姿により引き渡されるものであるため、次の一般的事項を十分ご理解

の上、入札してください。

ア 公売財産については、あらかじめその現況、関係公簿や権利関係等をご自身で確認して入札してください。なお、西尾市は関係資料を提供できません。

イ 図面は、現況と異なる場合があります。

ウ 建ぺい率及び容積率は一般的なものを表示してあります。

2 最高価申込者決定等又は売却決定の取り消し

(1) 次に該当する場合には、最高価申込者等又は売却決定を取り消します。

ア 売却決定前、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき

イ 売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき

ウ 最高価申込者等が暴力団員等であることが判明したとき

(2) 次に該当する場合には、最高価申込者等の決定又は売却決定を取り消します。

ア 買受代金の納付期限までに買受代金の納付が確認できないとき

イ 公売による売却の実施を妨げる行為等をしたとき

(3) 入札又は買受けの取り消し

最高価申込者等の決定又は売却決定が行われた後であっても、法令等の規定に基づき、入札後の手続きが停止（滞納処分の続行の停止）される場合があります。

この場合、手続きが停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札又は買受けを取り消すことができます。

3 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）

買受人の負担となります。

別表（参加申込時にお持ちいただく書類一覧）

	本人申込み・入札	代理人申込み・入札
印鑑	不要（個人） 代表者印（法人）	要（認印可） （代理人のもの）
本人確認書類 （注１）	要 法人の場合は 登記事項証明書＋ 代表者の本人確認書類	要（認印可） （代理人のもの）
印鑑登録証明書	不要	要 法人の場合は 法人の代表者印
委任状	不要	要
陳述書	要	
指定許認可等 （注２）	（入札等をしようとする者が指定許認可等を受けている事業者の場合は、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを併せて提出。）	
農地の 買受適格証明書	要	
共同入札代表者の 届出書	共同入札する場合に要	
	参加申込時に来庁しない共同入札者がいる場合は、当該共同入札者の「委任状」及び「印鑑登録証明書」をお持ちください。参加申込時に来庁する共同入札者は、本人確認書類をお持ちください。	

注１ 本人確認書類とは、「運転免許証」、「パスポート」、「運転経歴証明書」等で住所、氏名及び生年月日が確認できる顔写真付きの公的機関が発行した書類です。

注２ 指定許認可等とは、宅地建物取引業法第３条第１項の免許、債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を指します。

入札の手順

本人確認・入札書の交付 午後１時００分～

- ・本人確認書類等（注１）を呈示してください。
- ・上記の確認が済み次第、入札書及び「入札の手順」（本書）をお渡しします。
- ・係員の指示に従って、入札書の入札価額以外の事項を記入してください。

入札価額の記入

- ・入札書記入台で、入札価額を記入してください。
- ・入札価額の訂正は無効となります。記入を誤った場合は、新しい入札書と交換しますので係員まで申し出てください。

入 札 午後１時３０分～午後１時５０分

- ・入札書を入札箱へ投函してください。
- ・一旦入札した入札書は、引換え・変更・取消しすることができませんので注意してください。

開 札 午後１時５１分～

- ・開札後、公売物件の最高価申込者、次順位買受申込者（注２）を決定し、お知らせします。
- ・最高価額の入札者が２名以上いた場合、その方々で追加入札を行っていただきます。
- ・追加入札の結果、最高価額の入札者が２名以上いた場合は、くじ引きとなります。

※追加入札の入札価額は、追加入札の基因となった入札価額以上でなければなりません。また、追加入札をすべき者が追加入札をしなかった場合又はその追加入札の価額がその追加入札の基因となった入札の価額に達しない場合には、徴収法第１０８条（公売実施の適正化の措置）の規定が適用される場合があります。

最高価申込者・次順位買受申込者

権利移転等の手続きの説明を受けてください。

注１ 本人確認書類とは、「運転免許証」、「パスポート」、「運転経歴証明書」等で住所、氏名及び生年月日が確認できる顔写真付きの公的機関が発行した書類です。

注２ 本公売では公売保証金の提供を要しないため、次順位買受申込者とは最高価申込者と同額で入札したが、くじの結果、最高価申込者とならなかった者のことを指します。最高価申込者が期限までに買受代金を納付しない場合等に次順位買受申込者が新たな買受人となることができます。

入札から権利移転までの手順

4/7（水）	（西尾市役所 41 会議室） ・ <u>入札</u> ・ 開札（午後 1 時 5 1 分～） ・ 落札	最高価申込者に権利移転等の説明を行います。 また、次順位買受申込者に次順位買受申込者制度等の説明を行います。
↓	・ 最高価申込者決定公告 ・ 最高価申込者決定通知	
4/28（月）	（西尾市役所 収納課事務室） ・ 売却決定（午前 1 1 時） ・ <u>買受代金納付（～正午）</u> ・ 売却決定通知書交付 ・ <u>売却決定通知受領書提出</u>	買受人に納付書を交付しますので、金融機関にて納付してください。 納付確認後、売却決定通知を交付しますので受領書をご提出ください。
↓	（農業委員会） ・ <u>農地法の許可等申請</u>	農業委員会に農地法の許可申請又は届出をしてください。
	（西尾市役所 収納課事務室） ・ <u>権利移転に必要な関係書類等の提出</u> ・ 嘱託登記 ・ 登記完了 ・ 登記識別情報の通知	権利移転に必要な関係書類等をご提出いただき次第、登記記載事項の変更申請を行います。 登記完了後、登記識別情報の通知を送付します。

※太字下線部は最高価申込者（買受人）に行っていただく手続きです。

1 権利移転の時期

原則として、買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。ただし、農地等については農業委員会等の許可又は届出の受理があった時に取得します。

2 危険負担

公売財産の権利移転に伴う危険負担は、原則として、売却決定に基づく買受代金が全額納付されたときに買受人に移転します。したがって、買受代金の納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することとなります。なお、農地等の危険負担の移転時期は、農業委員会等の許可又は届出の受理があったときです。

3 権利移転に必要な関係書類

- ・ 所有権移転登記請求書
- ・ 売却決定通知書（4/28 交付）
- ・ 個人の場合は住民票の写し（個人番号の記載のないもの 共同入札の場合は全員分）
- ・ 登録免許税相当の領収証書又は収入印紙
- ・ 評価通知書（税務課）
- ・ 登記関係書類の郵送料相当分の切手
- ・ 権利移転の許可証または受理通知書（農業委員会）

入札書の記載例

入 札 書												
令和7年4月7日												
入札者		住（居）所 フリガナ 氏名又は名称		西尾市吉良町□□ キラ ハナコ 吉良 花子								
代理人		住（居）所 フリガナ 氏名又は名称		西尾市△△町△△番地△ ニシオ タロウ 西尾 太郎								
公売公告第				号に基づいて、下記のとおり入札します。								
記												
売却区分番号	名 称	数 量	入 札 価 格									
西尾市			億	千	万	百	十	万	千	百	十	一
			¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（裏面記載の注意事項を必ずご確認ください）												

個人の場合は住民票上の住所・氏名を、法人の場合は商業登記簿上の所在地・名称を記入してください。

金額ははっきりと分かるように算用（アラビア）数字で記入する。
入札価格の頭には、「金」又は「円」の文字を付けてください。

売却区分番号	財産の種類	財産の所在地・内容	見積価額（円）	頁
			公売保証金（円）	
土 地				
西尾市 1	畑	西尾市上羽角町中道 43 番	450,000	14
			設定しない	

代理人が参加申込み・入札する場合の委任状の記載例

- ※ 委任者(本人)の【印鑑登録証明書】を添付してください。
- ※ 公売物件ごとに作成してください。
- ※ 受任者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、運転経歴証明書等)を持参してください。
- ※ 共同で入札を行う場合は、参加申込みに来所しない共同入札者全員からの提出が必要です。

委 任 状		
(受任者)		
住所(所在地)	西尾市△△町△△番地△	
氏名(名称)	西尾 太郎	
私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。		
記		
1、次の公売財産の入札手続きに関する権限	必ず記載してください。	
売却区分番号		西尾市○
(物件所在地)		西尾市○○町○○番地○
(物件種類等)		農地 ○○㎡
2、上記公売財産の公売保証金の納付に関する権限		
3、上記1及び2に附帯する一切の権限		
令和○年 ○月 ○日		
(委任者)		
住所(所在地)	西尾市吉良町□□番地□	
氏名(名称)	吉良 花子	
実印を押してください。		

※ 委任者(本人)の印鑑登録証明書を添付してください。
※ 公売物件ごとに作成してください。
※ 受任者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、運転経歴証明書等)を持参してください。

陳述書（個人用）の記載例

陳 述 書 （個人用）					
西尾市長 様					
※内容を確認し、□にチェックを入れてください。					
☒ 私は、暴力団員等ではありません。 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。					
☒ 私は、 「自己の計算において入札等をさせようとする者（※）」がいない場合は✓しないでください。 ※入札者に資金を提供するなどして自己のために入札等をさせようとする者のこと					
☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。					
売却区分番号を入れてください。					
売却区分番号	西尾市 ○	陳述書作成日	令和 ○年 ○月 ○日		
入札者（買受申込者）	住 所	〒 444 - □□□□ 西尾市吉良町□□番地□ 電話番号 （ 0563 ） □□ - □□□□			
	氏 名	キラ ハナコ 吉良 花子	住民票上の氏名、住所、生年月日及び性別を記入してください。（住民票等の提出は不要です。）		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	☐ 年 ☐ 月 ☐ 日	性別	☐ 男性 ☒ 女性

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ご
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（地方税法第71条等）。

記載誤りがある場合は、新たな用紙にご記入ください。

陳述書（法人用）の記載例

陳 述 書 （法人用）			
西尾市長 様			
※内容を確認し、□にチェックを入れてください。			
☒ 当法人は、暴力団員等ではありません。			
※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。			
☒ 当法人 者では			
※「自己の計算において入札等をさせようとする者（※）」がいない場合は✓しないでください。			
※入札者に資金を提供するなどして自己のために入札等をさせようとする者のこと			
☐ 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
売却区分番号を入れてください。			
売却区分番号	西尾市 ○	陳述書作成日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
入札者（買受申込者）	住 所	〒 444 - ◇◇◇◇ 西尾市一色町◇◇番地◇ 電話番号 （ 0563 ） ◇◇-◇◇◇◇	
	（フリガナ） 法人名称	イッシキショウセンカブシキカイシャ 一色商船株式会社	
	代表者氏名	一色 一郎	
	役 員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり	
商業登記簿のとりの法人所在地、名称を記載してください。			
【注意事項】			
次頁「陳述書（法人用）別紙」が必要です。登記事項証明書等と併せてご提出ください。			
1 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。 陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。			
2 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。			
3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。			
4 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ご			
5 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。			
6 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。			
7 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。			
8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（地方税法第71条等）。			
記載誤りがある場合は、新たな用紙にご記入ください。			

【陳述書(法人用)別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 444 - ◇◇◇◇ 西尾市一色町◇◇番地◇		
	(フリガナ) 氏 名	イシキ イチロウ 一色 一郎	役職	代表取締役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 ◇ 年 ◇ 月 ◇ 日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 444 - ◇◇◇◇ 西尾市一色町◇◇番地◇		
	(フリガナ) 氏 名	イシキ ジロウ 一色 二郎	役職	取締役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 ◇ 年 ◇ 月 ◇ 日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 444 - ◇◇◇◇ 西尾市一色町◇◇番地◇		
	(フリガナ) 氏 名	イシキ サブロウ 一色 三郎	役職	監査役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 ◇ 年 ◇ 月 ◇ 日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
4	住 所	役員全員について記入してください。 本紙の他に登記事項証明書が必要です。		
	(フリガナ) 氏 名			
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 —		
	(フリガナ) 氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

共同入札代表者の届出書の記載例

共同入札代表者の届出書

令和〇 年 〇 月 〇 日

西尾市長様

令和〇年 〇月 〇日 公売実施の売却区分番号 西尾市〇の公売財産の入札にあたり

(住所)

(氏名)

を共同入札者全員の代表として、入札手続き等を行う者(入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書のあて名となる者等)と定めたので、届出します。

共同入札代表者は、参加申込・入札いずれにも来
庁及び来場できる方の中から選任してください。

共同入札者

住 所	氏 名	時 分	考
西尾市鳥羽町▽▽番地▽	鳥羽 一朗	$\frac{1}{3}$	 共同入札代表者
西尾市東幡豆町▽▽番地▽	東幡豆 春子	$\frac{1}{3}$	
西尾市西幡豆町▽▽番地▽	西幡豆 夏子	$\frac{1}{3}$	

認印で可。

参加申込時に来庁しない方は「委任状」及び「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

公 売 財 産 の 明 細

令和7年4月7日 西尾市不動産公売

【注意】

「物件の見取図」は公図等により作成されており、現況と異なる場合があります。

売却区分番号	西尾市 1		見積価格 (最低入札価額)	450,000 円		
			公売保証金	無し		
公売財産（登記上の情報）	1	土地 所在 地番 地目 地積	西尾市上羽角町中道 43番 畑 760㎡			
公売財産の概要及び利用状況等の内容	主な公法上の規制					
	都市計画区域		市街化調整区域			
	用途地域		無し	線引き前宅地	非該当	
	建ぺい率		60%	防火指定	建築基準法 第22条区域	
	容積率		200%	日影規制	あり (高さ10m超)	
	その他法制限		買受にあたり農地法第3条第1項の許可を要す			
	特記事項					
	1	JR東海道線「相見」駅の西方道路距離で5.7km(徒歩約72分)、名鉄西尾線「桜井」駅の東方道路距離で6.6km(徒歩約83分)に位置します。 土地の境界については、隣接土地所有者と協議することになります。				
	2	南東側が幅員1.8mの未舗装里道に接面しています。				
	3	南東側道路は建築基準法第42条第2項に該当する道路であるため、建物を建てる場合はセットバックを要します。 問合せ先 西尾市役所 都市整備部 建築課 建築担当 電話0563-65-2381				
4	市街化調整区域内に存するため、建築等を行う場合には原則として都市計画法による許可が必要となります。 問合せ先 西尾市役所 都市整備部 建築課 建築担当 電話0563-65-2381					
5	入札に参加するには、農地の買受適格証明書の提出又は呈示が必要です。 問合せ先 西尾市役所 産業部 農水振興課 農業委員会事務局 電話0563-65-2134					
6	権利移転及び危険負担移転の時期は、農業委員会又は県知事の許可もしくは届出の受理があった時となります。					
7	公売財産内は、荒廃農地となっており、雑草・灌木が繁茂している他、表土にプラスチック・陶器片等の廃棄物と砂利が混入しています。					

	8	上下水道都市ガスについて						
		<table><tr><td>上水道</td><td>前面道路まで整備:されている 敷地内まで引込:されていない</td></tr><tr><td>下水道</td><td>前面道路まで整備:されていない 敷地内まで引込:されていない</td></tr><tr><td>都市ガス</td><td>前面道路まで整備:されていない 敷地内まで引込:されていない</td></tr></table>	上水道	前面道路まで整備:されている 敷地内まで引込:されていない	下水道	前面道路まで整備:されていない 敷地内まで引込:されていない	都市ガス	前面道路まで整備:されていない 敷地内まで引込:されていない
上水道	前面道路まで整備:されている 敷地内まで引込:されていない							
下水道	前面道路まで整備:されていない 敷地内まで引込:されていない							
都市ガス	前面道路まで整備:されていない 敷地内まで引込:されていない							
公売に関する 一般的な事項	1	地目、地積は登記事項証明書によります。						
	2	土壌汚染やアスベストなど(廃棄物の埋設状況を含む)に関する専門的な調査は行っておりません。						
	3	公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。						
	4	掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。						
	5	西尾市は公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、担保責任を負いません。						
	6	<u>西尾市は公売財産の引渡義務を負いません。占有者等に対しての明渡請求などは、買受人の責任において行うことになります。</u> <u>公売財産内に存在する動産類については、買受人の責任により、適法に処分する必要があります。</u>						
	7	西尾市が提供するハザードマップに公売財産が含まれるかは以下のまでお問い合わせください。 ・洪水、高潮ハザードマップ 問合せ先 西尾市役所 建設部 河川港湾課 河川・港湾担当 電話0563-65-2151						
	8	・内水ハザードマップ 問合せ先 西尾市役所 上下水道部 下水道整備課 計画担当 電話0563-65-2192						

売却区分番号

西尾市 1

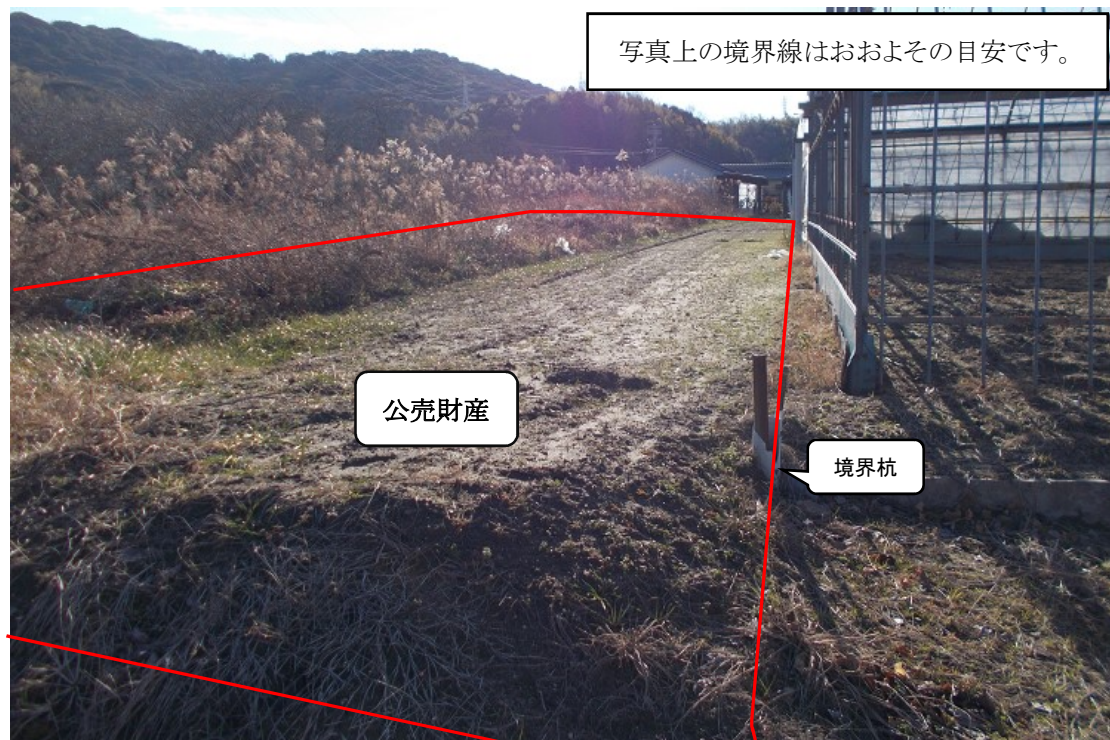
物件の所在図



物件の見取図



写真①



写真②



売却区分番号

西尾市 1

写真③



写真④



売却区分番号

西尾市 1

写真⑤



写真⑥



売却区分番号

西尾市 1

写真⑦



写真⑧



